

宮城ワーケーション情報環境整備推進業務企画提案募集要領

宮城ワーケーション情報環境整備推進業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるもの。

1 業務の背景・目的

デジタル技術の進展や新型コロナウイルス感染症の流行等を契機に、新しい働き方・旅行スタイルとして関心が高まっているワーケーションは、中長期滞在を促し、旅行者と地域の交流機会確保による関係人口の拡大に寄与するものである。

令和3年度、県では多彩な地域資源を生かした6つのワーケーションプログラムの造成を補助し情報発信を行った。一方で、県内のワーケーションに関する情報は、自治体や民間団体等が個別に発信しており、網羅的に把握できない状況である。

また、全国各地で様々なワーケーションが展開される中、利用者の興味関心や利用傾向等を把握した上で情報発信することや、宮城ならではのワーケーションの効果を検証しプロモーションに活用することは、他地域との差別化を図る上で重要となる。

本業務においては、ワーケーション情報の一元化による利便性の向上や、CRM（顧客管理）機能を活用した情報発信・事業展開、IoTを活用した効果検証等による全国各地のワーケーションとの差別化を通じ、県内ワーケーションの一層の普及促進を図るものである。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月15日まで

3 業務内容

受託者は、ワーケーション情報の一元化や、利用者情報の分析等を通じ、宮城県でのワーケーションの普及促進及び、それに伴う交流人口・関係人口の拡大や地域経済の活性化を推進するため、自治体、関連事業者、地域住民等の多様な関係者と密に情報交換、合意形成を図りながら下記（1）から（3）に定める業務を行うこと。

業務の実施にあたっては、（1）から（3）までの業務を有機的に連携させ、効果を最大限に高めるよう留意すること。さらに、厚生労働省が示す「新しい生活様式」をはじめ、新型コロナウイルス感染症の「基本的対処方針に基づく対応」を踏まえ事業を実施すること。

なお、業務の詳細については、別紙仕様書のとおりとする。

※厚生労働省「基本的対処方針に基づく対応」：<https://corona.go.jp/emergency/>

（1）県内ワーケーション情報のオンライン一元化

利用者の利便性向上と、実際の訪問に繋がるプロモーションを目的に、宮城県内のワーケーション情報を収集し、一元化したWEBページを制作すること。

（2）CRM（顧客管理）システムを活用した情報発信

利用者の情報を分析し、ニーズに沿った情報発信・商品造成等を行うために、CRMシステムを構築し、管理・運営を行うこと。

(3) IoTを活用したワーケーション実証及びプロモーション事業

全国各地のワーケーションとの差別化を図るため、ウェアラブル端末等のIoTを活用してワーケーションの効果検証を行い、その結果を用いて宮城県のワーケーションをプロモーションすること。

4 事業費（委託上限額）

本業務の契約限度額は29,989,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

5 応募資格

(1) 本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

イ 本業務を適正かつ円滑に履行するに足る能力を有する者であること。

ロ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

ハ 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。

ニ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

ホ 以下のいずれかの手続きをしている又はされている者でないこと。

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

(ロ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者又は更生手続の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。

(ハ) 破産法（平成16年法律第75条）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続の開始の申立てがされている者（同法第30条第1項に規定する破産手続開始の決定を受けた者を除く。）。

ヘ 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）でないこと。

ト 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

チ 過去に国又は地方自治体からの委託を受けて観光分野における業務実績があるなど、当該業務の円滑に遂行できる能力を有し、効果的な実施体制が整備できること。

(2) 上記(1)を満たす1事業者を代表とした複数事業者からの共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記(1)を満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

6 スケジュール

令和4年	7月14日(木)	企画提案募集開始
令和4年	7月15日(金)	本業務に関する質問受付開始
令和4年	7月22日(金) 正午	本業務に関する質問受付期限
令和4年	7月29日(金)	本業務に関する質問回答
令和4年	8月1日(月) 正午	企画提案参加申込期限
令和4年	8月8日(月) 正午	企画提案書提出期限
令和4年	8月17日(水)	企画提案書の選考
令和4年	8月下旬	企画提案書審査結果の通知

7 質問受付及び回答

(1) 受付期間

令和4年7月15日(金) から令和4年7月22日(金) 正午まで(必着)

(2) 提出方法

別紙様式第1号により、18の「応募、問い合わせ窓口」に電子メールで提出すること。
電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受付しない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年7月29日(金)までに宮城県経済商工観光部観光政策課のホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

8 企画提案への参加申込

(1) 提出書類(各1部)

イ 企画提案参加申込書(別紙様式第2号)

ロ 宣誓書(別紙様式第3号)

ハ 同種・類似業務の受託実績(任意様式)

(イ) 官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

(ロ) 過去2年以内に国や自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

ニ 法人の概要(既存のパンフレット、ホームページなど概要が分かるもの)

(2) 提出期限

令和4年8月1日(月) 正午まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

(4) 提出先

18の「応募、問い合わせ窓口」のとおり。

9 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類

イ 企画提案書(任意様式) 10部及び電子データ1式

- (イ) A4版, 片面印刷, 横書きとし, ページ番号をつけること。
- (ロ) 目次と表紙を除き 20 ページ以内 (添付資料を含む) とすること。
- (ハ) カラー印刷も可とする。

- ロ 仕様書別紙1「機能要件一覧」 10部及び電子データ一式
対応の可否に○又は×で記入し, ×の項目については, 代替案を記載すること。

(2) 企画提案書の構成

企画提案書は次に掲げる内容をすべて記載すること。

イ 表紙

「名称」, 「住所」, 「代表者名」, 「担当者名 (所属, 職, 氏名)」, 「連絡先 (電話番号及びファクシミリ番号, 電子メールアドレス)」を記載すること。

ロ 目次

ハ 業務の全体計画

- (イ) 企画実施のコンセプト・全体イメージ
- (ロ) 業務全体の流れ (フロー図等を用いて説明)
- (ハ) 業務実施のスケジュール

ニ 業務内容別の説明

- (イ) 県内ワーケーション情報のオンライン一元化
- (ロ) CRM (顧客管理) システムを活用した情報発信
- (ハ) IoTを活用したワーケーション実証及びプロモーション事業

ホ 業務の実施体制

事務局の人数と役割など, 業務の実施体制を記載すること。

ヘ 概算見積書

- (イ) 業務内容別に区分し, さらに実施する取組ごとに金額を記載し, 積算根拠を明確にするよう具体的に記載すること。
- (ロ) 業務実施に要する経費の内訳 (項目, 数量, 単価, 金額, 税等) を明らかにすること。

(3) 提出期限

令和4年8月8日 (月) 正午まで (必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

(5) 提出先

18の「応募, 問い合わせ窓口」のとおり。

10 提出された資料の取扱等

- (1) 本業務への応募に要する一切の費用は, すべて提案者の負担とする。
- (2) 提出する企画提案書は, 1者につき1点とする。
- (3) 提出された企画提案書は, 返却しない。
- (4) 提出された書類は, 原則として, 提出後の差し替え, 変更及び取り消しは認めない。
- (5) 企画提案書は, 採点及び審査以外には無断で使用しない。
- (6) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は, 選考の結果, 業務委託候補者と選定された場合であっても無効とする。

(7) 提出された企画提案書は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

11 業務委託候補者の選考

(1) 業務委託候補者の選考方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、選定委員ごとに各提案者の評価点を計算の上、各委員の評価点の平均が満点の6割以上かつ最高点を付けた委員数が多い提案者1者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案者が多数の場合は、事前提出書類による審査の上、上位者のみによるプレゼンテーション審査を行うものとする。

(2) 企画提案書の選考

イ 実施日 令和4年8月17日（水）（予定）※実施時間は別途通知する。

ロ 実施会場 宮城県庁行政庁舎9階第一会議室（宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

ハ 実施方法

(イ) 出席者は1提案者につき3名以内とする。

(ロ) 1提案者当たりの持ち時間は25分以内（説明時間15分以内、質疑応答10分以内）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

(ハ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

(ニ) 提案にあたり、投影用モニターの使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(3) 選考結果の通知及び公表

選定委員会での審査結果は、令和4年8月下旬に全ての企画提案者へ通知するほか、県観光政策課のホームページにおいて公表する。

12 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

評価項目	評価の観点	配点
業務実施の方向性及び全体計画の有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨等を理解し、ターゲットを適切に設定した上で、具体的かつ実効性の高い提案となっているか ・実施内容に対する事業の成果目標が適当で、目標達成や事業効果を高める工夫はあるか ・ウィズコロナ・ポストコロナに適応した内容か 	10
業務別の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県内のワーケーション情報を網羅的に収集し、利用者の興味関心を引く情報を十分に掲載できるか ・WEBページ制作の技術が十分で、利用者にとって使いやすく分かりやすい構成となっているか ・SEO対策やWEB広告など、ページを見てもらうための効果的な取り組みとなっているか 	20

	CRM（顧客管理）システムを活用した情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者情報の収集や特典の協賛先を確保する手法は適切で効果的か ・仕様書に示す CRM システムの要件を満たした上で、その機能を有効に活用できるか ・利用者や属性毎に関心度の高い情報を適切に分析し、県内の関係事業者等が、分析結果を活用できる体制が整えられているか 	20
	IoT を活用したワーケーション実証及びプロモーション事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーケーションによる心身の健康増進の効果を、適切に検証できる指標及びプログラムとなっているか ・正確なデータを測定できる IoT 機器等を適切に選定・調達した上で、専門家等の助言等により、信頼できる分析結果を得られるか ・利用者にとって魅力的なプログラムを造成しており、検証結果を用いたプロモーション方法は、宮城県への来訪を促す効果的な内容であるか 	20
業務の継続性		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業終了後の情報収集・更新の手法、保守管理の内容等が妥当かつ計画的に検討されており、継続的なワーケーションの普及促進に資する内容か ・ランニングコスト等が低廉に押さえられ、次年度以降の運用も現実的であるか 	15
業務遂行の確実性		<ul style="list-style-type: none"> ・各業務の連携を考慮し、実施方法や事業のスケジュール等が具体的かつ現実的で、適切な運営が見込めるか 	5
業務遂行能力		<ul style="list-style-type: none"> ・知識と経験を有する人員配置となっており、類似の業務実績からも、提案内容を確実に履行できる能力を有し、また、良好な運営が期待できるか 	5
費用の確実性		<ul style="list-style-type: none"> ・必要となる経費・費目を過不足なく計上し、適正に積算されており、提案内容との整合性があるか 	5
		合計	100

13 失格事由等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、提案者を失格とする。

- イ 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- ロ 本募集要領等に従っていない場合
- ハ 同一の提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- ニ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- ホ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ヘ 発表済の内容と酷似した提案を行った場合

(2) その他

- イ 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（別紙様式第4号）を提出すること。

- ロ 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- ハ 企画提案書等の再提出は認めない。
- ニ 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

14 業務成果の取扱い

本業務による成果及び成果品の著作権は全て県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能とする。

15 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

なお、契約完了後も同様とする。

16 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

17 その他必要な事項

- (1) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- (2) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上決定する。また、契約締結後、県の指示により内容変更を求めた場合は、柔軟かつ迅速に対応すること。

18 応募、問い合わせ窓口

本業務に関する問い合わせは、本要領の公表後から応募の締切までの間、下記において受け付ける。なお、審査の経過や結果、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等については回答できない。

記

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県庁行政庁舎14階

宮城県経済商工観光部観光政策課

電話番号 022-211-2823（ダイヤルイン）

ファクシミリ番号 022-211-2829

E-mail kankoup@pref.miyagi.lg.jp

担当 観光政策班